

## 2021年度 SIAA管理責任者講習会・フォローアップ研修会（東京会場：11/2）Online質問と回答（SIAA事務局）

管理責任者講習会（東京会場）に多数の方にご参加いただき、ありがとうございました。Onlineでのご質問に、SIAA事務局として次の通り回答いたします。なお、質問はできるだけ原文をそのまま記載していますが、具体的な製品名等の記載があったケースは、それらを省略しています。また、質問が途中までとなっていて、質問内容がわからないものは省略しています。ご了承ください。

| No. | 区分     | 質 問   | 回 答  |
|-----|--------|---|--|
| 1   | 講習会資料  | 講習の資料を送付して欲しい。  | 資料は事前にメール（参加票と請求書をお送りしたメール）で案内しており、ダウンロードしていただく形式です。   |
| 2   | 登録対象製品 | SIAA登録除外製品のところで、子供用の玩具は抗菌素材でもSIAA表記ができないのか？   | 24ヶ月未満の乳幼児を対象とした製品をSIAAに登録することは出来ません。従って、それらの製品にSIAAマークを表示することは出来ません。  |
| 3   | 事故等の事例 | 2歳未満は対象外とのことだが、過去に発生した事例はありますか？   | ご理解の通り、24ヶ月未満の乳幼児を対象とした製品は、SIAA登録対象外です。SIAA登録製品を使用中にかぶれ等の安全性に関わる事例発生は聞いておりません。   |
| 4   | 持続性試験  | 耐光性区分0、1、2とありますが、どのような試験規格を用いていますか？   | 耐水性区分及び耐光性区分は、JISやISO等で規定されているものではありません。他団体様の運用等も参考にして設定したSIAAの独自基準です。   |
| 5   | 抗菌の根拠  | 過去に、抗菌などを標榜する際に、何らかの根拠に基づいて表記すること（例えばSIAAなど）、と経済産業省から指導があったと聞いたことがある。その資料を知りたい。<br>弊社の顧客や、弊社の社内でも、例えば抗菌剤を入れなくても抗菌効果（JISでフィルムとの比較で活性値2以上）の見られるのであれば、抗菌製品と謳っても良いのではないかという議論がされることがあります。 | 抗菌の定義等は、「抗菌加工製品ガイドライン」（1998年5月発行、通商産業省生活産業局編）やJIS Z 2801に記載されています。「抗菌」の文言は法律等で規制されている訳ではありません。またSIAAに製品登録しなくても、「抗菌」の文言を用いることは可能です。<br>JIS Z 2801では、無加工試験片が準備できない場合には、フィルム（微生物の発育に影響を及ぼさず、吸水性がなく密着性のよい材質）を用いても良いとなっており、それとの比較で基準を満たせば抗菌効果ありとなります。その解説には、無加工試験片を使用しない場合は、製品そのものの持つ抗菌効果も付与されていることを理解しておく必要があり、抗菌加工製品の安全性及び持続性の確保のために、製品設計上、抗菌剤以外の抗菌効果を持つ物質を特定するように務める必要があると記載されています。<br>SIAAに抗菌加工製品として登録（SIAAマーク表示）するには、抗菌剤有り無しでの比較、及び抗菌剤の安全性が基準を満たしていることが必要です。 |
| 6   | マーク表示  | 抗ウイルスSIAAマークの注意事項として、「SIAAの安全性基準に適合しています」が敢えて入っているのは何故なのでしょう？   | 抗ウイルスSIAAマークの注意事項3項目は、薬機法を意識したものであり、「医薬品や医療機器等」と誤解されないためです。  |
| 7   | マーク表示  | マーク表示に関し、『少なくとも一つの媒体には全体を記載』とありますが、こちらは守れなかった場合には認証取り消し等の罰則などがあるのでしょうか？   | 「SIAA マーク管理運用規定」に定められているルールを守っていただけないことは、入会時に提出していただいた誓約書に反することになります。マーク表示に関する要請に従っていただけない場合は、誓約書記載事項や定款等に従って、理事会の審議を経て登録取り消し等になる可能性があります。   |
| 8   | マーク表示  | SIAAマークの表示について「少なくとも一つの媒体には全体を表示」とありますが、全体表示はカタログなどの製品本体に同梱されないものでも問題ありませんか。あるいは製品同梱の取説や保証書等の方が推奨されますか。   | 「少なくとも一つの媒体」は、特に指定していませんので、HPでも結構ですし、取扱説明書でも結構です。マーク表示の原則は、出来るだけ全体を記載していただくことです。   |

|    |          |  |  |
|----|----------|--|--|
| 9  | 試験方法     | 防カビ性能はJIS Z 2911プラスチック製品のA、B、B'法のどれを使用すればいいのでしょうか？   | 方法Aは、菌液及び検体を載せる寒天培地に栄養成分を含まず、方法Bと方法B'は栄養成分を含んでいます。試験方法としては後者（方法B）の方がやや厳しい条件となりますが、効果があればブランク品との差が出やすくなります（方法Aは差が出にくい傾向がある）。方法B'は、培地上にカビが十分発育してから試料を置く方法です。SIAAでは方法を特に指定しておりませんが、プラスチック製品では方法Bを推奨しています。その他の製品分類に対応する試験方法は、「S11 防カビ加工製品の防カビ効力試験法」（SIAA-HPで試験方法として公開）をご覧ください。 |
| 10 | マーク表示    | 正会員が製造している製品を非会員企業にOEMとして供給する場合はどうなりますでしょうか。   | SIAA登録製品を、その製品のまま（追加加工等なしで同じ製品名）で、非会員が販売する場合、OEM確約書を提出していただければ、非会員がSIAAマークを表示することが可能です。但し、その際は製造元（会員企業、該製品の品質管理を行っている企業）が分かるよう、SIAA正会員会社の社名かSIAA登録番号等の表記が必要です。SIAAマーク表示により、消費者がSIAA非会員をSIAA会員と誤解することを避けるためです。  |
| 11 | マーク表示    | SIAA会員が登録したコーティング剤にSIAAマークをつけることは可能と思いますが、そのコーティング剤を購入したSIAA非会員がパンフレット等にSIAAマークをつけることは可能でしょうか？ | 非会員が、登録されているコーティング材をそのままコーティング材（同じ製品名）として販売する場合は、製品登録した会員がOEM確約書を提出し、かつ非会員が製造元（SIAA会員企業）が分かる表記（社名もしくは製品登録番号を明記）をする必要があります。OEM確約書未提出の場合はマーク表示はできません。また、非会員が塗工した塗装物等にはSIAAマークは表示できません。塗工やコーティング等の作業が加わる場合は、OEMの該当外です。  |
| 12 | マーク表示    | 弊社はSIAA会員です。SIAA登録のフィルムをロールで、購入し、液晶用のフィルムを商品化した場合は、SIAA logoを使用可能でしょうか？                        | ロールで購入したフィルムに液晶用として」何らかの加工をした製品と考えると、御社がその製品にSIAAマークを表示するには、その製品をSIAAに登録する必要があります。   |
| 13 | 広告       | 都営地下鉄の広告と、24ヵ月以内の子供の登録除外製品で 誤解が招かれそうですが・・・。  | 広告に使用した画像（SIAA-トップページ画像）は、「抗菌は、人と環境にやさしい」というイメージを伝えるために用いています。広告のモデルは幼児ですが、24ヶ月以上（3~4歳）の子供です。ご理解ください。  |
| 14 | マーク表示    | 海外の自社拠点で日本国内でSIAAの認証を受けた製品と同じものを製造した際にはマーク表示は可能でしょうか？  | 会員企業が登録製品を海外で製造する場合、原材料や製法が同じであれば、その製品にもSIAAマーク表示が可能です。国内の別工場で生産する場合も同じ考え方です。  |
| 15 | マーク表示    | SIAAのマークは弊社子会社で製造したもので、弊社が販売社名として販売するものであれば、表示OKという理解ですね。                                      | 御社の子会社で製造した製品を、御社がSIAAに製品登録し販売する場合、御社も該製品の品質管理を行うことで、SIAAマークの表示は問題ありません。   |
| 16 | WFAI     | 海外企業が現在SIAA会員なのですが、今後WFAIへ移る必要がありますか？何か変更が必要でしょうか？   | WFAIの会員は各国の抗菌団体であり、企業が直接WFAIの会員になることはありません。現在SIAAの海外会員は、そのままSIAA会員でも結構ですし、その国の抗菌団体に加入しても結構です。その企業のご判断です。WFAI会員団体が使用するマークはその団体によって異なる場合が生じます（全てがSIAAマークではなく、国によっては異なるマークを使用する場合があります）。  |
| 17 | 質問への回答時期 | 6件がチャットに書き込まれていますが、回答はいついただけるのですか？   | 全体の質問をまとめた資料の入手に時間がかかり、また質問件数が多かったため、回答までに時間がかかりました。ご了承ください。   |

|    |               |   |   |
|----|---------------|---|---|
| 18 | 印刷物           | 印刷会社は、顧客より受注した一つ一つの製品について登録が必要なのでしょうか？  | 例えば「〇〇を用いた印刷物」で登録すれば、受注した製品毎に登録する必要はありません。同じインキを用い、同じ印刷方法（マイレージ、膜厚）であれば、印刷表面は同様であるとの考えを基にしています。   |
| 19 | 安全性           | 抗ウイルス性能は定期的に評価する必要があるということでしたが、安全性についても定期的な評価が必要でしょうか？  | 同じメーカーから、同じ「剤」を購入しているのであれば頻繁には確認する必要はないと考えますが、「剤」の製造に工程変更等がないかどうかを定期的に確認する必要があります。「剤」の安全性も自主管理の範疇ですので、確認頻度は会員様にお任せします。  |
| 20 | 印刷物           | 印刷物の加工を行う際には、SIAAの会員会社で加工を行わなければならないのでしょうか？   | 印刷物にSIAAマーク表示を希望する場合は、「印刷物」等で製品登録した会社で印刷する必要があります。SIAAに登録された抗菌インキや抗菌ニスを用いても、印刷物等を登録していない非会員が印刷したものには、SIAAマークを表示できません。また、抗菌印刷物に更に何らかの加工を加え、それにSIAAマークを表示する際は、その製品を登録する必要があります。 |
| 21 | 用語            | 抗菌剤、防カビ剤に対して、抗ウイルス加工剤は「加工」の文字が入っている理由をお教えてください。   | ウイルスは病気との関連性が高いため、「抗ウイルス剤」とすると医薬品と誤解される可能性があると考え、SIAAでは「抗ウイルス加工剤」と呼んでいます。   |
| 22 | 安全性           | 安全性基準のLD50のくだりをもう一回教えてください  | LD50は「Lethal Dose 50」の略で、50%致死量を意味します。化学物質をラットやモルモットなどの実験動物に投与した場合に、その実験動物の半数が試験期間内に死亡する用量のことで、投与した動物の50%が死亡する用量を体重当たりの量（mg/kg）として表したものです。                                    |
| 23 | マーク表示         | 「SIAAに製品登録されている抗菌塗料（コーティング材）を用いて、非会員会社が塗装した塗装物（コーティング物）」へのSIAAマーク表示は不可とのことでしたが、塗料だけでなく、塗装した塗膜面でSIAA登録されている場合は、非会員会社が塗装した塗装物であってもSIAAマークの表示は可能になるのでしょうか？ | SIAAに「塗膜面」で登録されている場合でも、非会員が塗装した場合はSIAAマークは表示できません。コーティングや塗装は、それらの塗工方法が品質に直結すると考えられ、SIAA登録のコーティング材や塗料を用いても、非会員が塗工した場合はSIAAマーク表示不可です。   |
| 24 | 抗ウイルス加工剤の登録制度 | 抗ウイルス加工剤の登録制度を創設する予定はありますか。   | 現在、検討中です。会員様から要望があり、試験方法の検討を始めたところです。試験方法が確立され、登録基準を決める等の運用に必要な準備が整えば抗ウイルス加工剤の登録を開始したいと考えています。その際には、会員の皆様にお知らせします。  |
| 25 | マーク表示         | 抗ウイルスと抗菌の両方のマークを表示できる場合の事例を教えてください  | 「剤」の安全性が基準を満たし、JIS Z 2801とISO 21702の両方の試験で基準を満たせば、抗菌SIAAマークと抗ウイルスSIAAマークの両方の表示ができます。例えば、フィルム（それを用いた化粧板、家具、フローリング）、シール、テープ、コーティング物（塗装物）等が登録されています。                             |
| 26 | 試験ウイルス        | 抗ウイルス性については、インフルエンザまたはネコカリシウイルスどちらかに合格すれば、抗ウイルス性能があるとみなせるということですが、一般的な意見としては片方でなく両方に受かるほうが良いのではないかという認識のようにおもいます。この点に関してご意見をお伺いできればと存じます。               | 確かに1種類よりも2種類に効果が認められた方が良いように思われますが、2種類のウイルスに効果があったからと言って、その他のウイルスにも有効とは言えません。その意味でSIAAでは1種類以上としており、抗ウイルスSIAAマークの近傍に「製品上の特定ウイルスの数を減少させます」の記載を必須としています。                         |

|    |            |   |  |
|----|------------|---|--|
| 27 | マーク表示      | 先ほどパンフレットの印刷においてはSIAAマーク基本図形のみ印刷でかまわないとのことでしたが、薬機法が関わる医薬品系のパッケージの場合は基本図形のほかにその他の文章記載は必ず必要でしょうか。   | 医薬品パッケージ等の場合も、SIAAでは同じ扱いをしており、HP等にSIAAマークに関する情報を全て記載すれば、パッケージへの記載は基本図形のみでも構いません。但し、パッケージ等の抗菌印刷物の場合は、内容物がSIAA登録製品との誤解を招かないよう、基本図形だけでなく文字情報（加工部位、加工方法等）を記載することをお勧めします。   |
| 28 | 質問と回答の公開   | 質問内容と回答を、全参加者宛に（会場参加分も含めて）会員向けにメール配布頂けないでしょうか／同じ質問が増えても困ると思うのであとは調べればわかることもたくさん含まれると思うのでそれらについての対応も宜しくお願いします。   | SIAA-HP（会員専用ページ）に、質問とそれらへの回答を掲載することとします。同様の質問に対しても回答します。   |
| 29 | 薬機法対応      | 製品そのものが 研究機関の試験結果で、新型コロナウイルスの不活化の記録が取れていても、明記できないのは、薬機法との兼ね合いだとはわかるのですが、そこは協議会が表記できるような方法に行動を起こすという事はないのですか？  | ご理解の通り、製品広告への具体的なウイルス名記載は、薬機法に抵触する恐れが大了。国の法律による規制であり、それに対してSIAAが行動を起こす予定はありません。  |
| 30 | 機能の保証期間    | 実使用後の機能の持続期間が何年持つのかといった質問を多く寄せられるのですが、SIAAとしてはどのようにお考えでしょうか。  | 実使用時の機能の持続期間は、同様の製品であっても、剤の種類、使用量、加工方法等、また使用環境によって異なると考えられますので、一律で決めたり推測したりすることはできません。製品の機能保証期間は、該製品メーカー様の品質保証に係る事項です。機能試験の前に使用環境に応じて耐水・耐光処理を実施しますが、それらは機能がすぐには無くなることを確認するための前処理であり、製品機能の持続性とは関係ありません。                   |
| 31 | マーク表示      | 抗菌シール印刷にSIAAマークを入れる際にシールのサイズが小さいと全体記載が難しいことがあります。その場合どのようにしたらよろしいでしょうか。   | 製品以外の媒体（HPやカタログ等）にマーク全体（基本図形、文字情報、登録番号、SIAAマークの趣旨の説明文）を記載していただければ、基本図形のみ表示でも結構です。  |
| 32 | 菌名の表記      | 射本様に質問です。O-157も確か病原性大腸菌と定義されていたと記憶しています。抗菌に関し「大腸菌」とお送りされていますが、「O-157を除く」と補記される方が誤解を招かず丁寧かと思いますが如何でしょうか？   | O-157以外にも病原性大腸菌が幾つか存在しますので、「O-157を除く」と記載すると、「O-157以外の全ての大腸菌」と誤解される懸念が生じます。JIS Z 2801に基づく試験菌種としての記載であれば、「JIS Z 2801（試験菌種：大腸菌、黄色ブドウ球菌）で評価し、SIAAの基準を満たしています。」の表記で問題ないと考えます。   |
| 33 | 活性値の試験所間誤差 | ISO21702の試験についてですが、SIAA認証試験センターがいくつかあると思います。その試験センター間での誤差などは無いのでしょうか？例えばSIAA認証試験センターAでは抗ウイルス活性値1だったが、SIAA認証試験センターBでは同じサンプルで抗ウイルス活性値3だった。とような事例はありますか？ | 現在は7試験所としています。7試験所で同一試料を評価したことがあり、その時の結果では、誤差範囲内でほぼ同じデータが得られています。質問例のような試験所Aでは活性値1.0、試験所Bでは活性値3.0のように大きな差が生じることはないと考えています。   |
| 34 | 資料提供       | 今回の射本様の発表映像を社内の技術スタッフへの勉強会に使いたいのですが、ご提供いただくことはできないでしょうか？  | 研修会では、参考までにウイルス関連の動画を紹介しましたが、誤解を招く恐れがありますので、動画の提供はできません。ご了承ください。   |
| 35 | 試験菌種等の表示   | 試験菌株、試験ウイルス株をSIAAマークとともに記載してよいとのことでしたが、SIAAマークのどの部分に記載するのが正しいでしょうか。   | 薬機法への抵触を考え、HP等の一般消費者も目にする広告等へは、「JIS Z 2801（試験菌種：大腸菌、黄色ブドウ球菌）で評価し、SIAAの基準を満たしています。」のように試験菌種名の記載は可としていますが、ウイルス名称は試験ウイルスであっても記載不可としています。技術資料のようなB to Bの資料には、ウイルスのATCC番号の記載は可としています。試験方法とセットにした試験菌種名の表記場所は、会員企業のお考えでお決めください。 |

|    |                             |   |   |
|----|-----------------------------|---|---|
| 36 | 抗ウイルス試験方法                   | 今更の質問で恐縮なのですが、抗ウイルス試験の方法について、洗い流したウイルスを1/10～1/100000に希釈したものでプラーク測定されますが、資料で作成された6個のシャーレ（スライド23）は、10倍希釈をされたものになりますでしょうか？                               | スライド23のプラーク写真は、プラーク測定法におけるプラーク形成の例示として、イメージ写真を掲載させていただきました。   |
| 37 | ウイルスの性質                     | ノロウイルス代替としてネコカリシウイルスとマウスノロウイルス知られていますが、どちらのウイルスがよりノロウイルスの性質に近いですか？  | ウイルスの分類学上、ノロウイルスとマウスノロウイルスはカリシウイルス科ノロウイルス属に分類されます。ネコカリシウイルスは、カリシウイルス科ベシウイルス属に分類されます。そのため、分類学上はマウスノロウイルスのほうがノロウイルスに近いと言えます。一方、ある種の薬剤への感受性という観点では、ネコカリシウイルスのほうがノロウイルスへの挙動に近いという報告もあります。ノロウイルスの性質は科学的に未知の部分も多く、ノロウイルスとの類似性は、どのような因子に対するの類似性であるかにより議論が分かれるかと思えます。 |
| 38 | 食品容器包装ポジティブリスト              | 近い将来 紙も含まれる事になりますか？ 直接触れる事がなければ、ラッピング（包装紙）は非該当であるのか？ コンビニの中華まんの様な形であったり、焼き芋販売の新聞紙の様な物であったり 使われ方により変化があると思われれますが。                                      | 今回対象となる材質は合成樹脂であり、将来、紙が対象となるかどうかは分かりません。  |
| 39 | 抗菌加工製品のリサイクル                | プラスチックに塗布した印刷物はリサイクル用途で廃棄してよいのか？ 紙に塗布した印刷物は古紙としてリサイクルしてよいのか？  | リサイクルの基準は自治体によって異なる場合がありますので、念のため各自自治体に確認した方が宜しいかと考えます。抗菌インキで印刷したプラスチックはプラスチックとして、紙に印刷した印刷物は古紙としてリサイクルしている自治体も多いと思われれます。  |
| 40 | 抗菌樹脂の取り扱い                   | プラ廃止に伴い 紙が見直されると思いますが、塗布される樹脂当の扱いも難しいのでは？   | マイクロプラスチックが問題となっていますが、SIAAとしてはそれらに対して未検討です。   |
| 41 | 抗菌プラスチック・紙のリサイクル            | 抗菌抗ウイルス活性のある塗料をプラスチックに塗布した印刷物はリサイクル用途で廃棄してよいのか？ 抗菌抗ウイルス活性のある塗料を紙に塗布した印刷物は古紙としてリサイクルしてよいのか？  | 違いは、塗料やインキに抗菌剤や抗ウイルス加工剤が含まれているかどうかです。リサイクルの基準は自治体によって異なる場合がありますので、念のため各自自治体に確認した方が宜しいかと思えます。抗菌・抗ウイルス塗料を塗工したプラスチックや抗菌・抗ウイルスインキで印刷した印刷物をリサイクル回収している自治体は多いと思われれます。   |
| 42 | 食品容器包装ポジティブリスト（追加申請のスケジュール） | 経過措置期間中の情報伝達について、という事で、5年間の経過措置期間中のご説明を頂きました。告示の適用の日の前に販売されていなかった場合は、既存の物質でもPLに記載されていません。その場合はPLの追加掲載を待つしかないと思いますが、今後令和7年5月迄に、どの様なスケジュールで整備されるのでしょうか？ | 現在、リストに対する意見募集をした結果を整理していると聞いています。その意見を反映した新リスト案では新たに掲載される物質があるかもしれません。従って、リストの整理状況を待っていただくのも良いかもしれません。   |
| 43 | 食品容器包装ポジティブリスト（SIAA制度との関係）  | 食品包装ポジティブリストとSIAAの制度となんの関係があるのでしょうか。防カビポジティブリストと同じなのでしょうか。  | SIAAに、抗菌フィルム（用途：食品包装用）等で登録申請があった場合、念のため食品容器包装ポジティブリストに登録されているかどうかを確認し、もし未確認の場合はアドバイスさせていただいています。SIAA登録制度との関係は、登録製品の法令遵守の意味合いです。食品容器包装ポジティブリスト制度は法律であり、SIAA防カビ剤ポジティブリストはSIAA独自の制度です。   |

|    |  |  |   |
|----|--|--|---|
| 44 | 食品容器包装<br>ポジティブリス<br>ト（新規申<br>請の時期）            | 新規申請は現在休止中と聞いていますが、再開の時期について教えてください。   | 現在、リストに対する意見募集をした結果を整理していると聞いています。その意見を反映した新リスト案では新たに掲載される物質があるかもしれませんが。従って、リストの整理状況を待っていただくのも良いかもしれません。  |
| 45 | 講習会のテスト等                                       | この講習会と研修会は参加する事で、受講した事になるのですか？テストや評価は無いのでしょうか？とても貴重な、今後の活動にも必要な良い話でしたが 折角なので会員限定で情報の提供をお願いしたいです。手元に置いて活用できると思います。  | 管理責任者講習会は、午前の講習と午後の研修（フォローアップ）をセットとしています。どちらも参加していただいた方を管理責任者として認定します。確認テスト等は実施しません。「情報提供をお願いしたい」とのことですが、講習会資料（プレゼン資料）であれば、事前にメールで案内した通り、ダウンロードしてご利用ください（社内利用のみとさせていただきます）。   |
| 46 | 食品容器包装<br>の対象製品                                | 印刷会社なのですが、抗菌ニスをPPに印刷してランチョンマットとした場合は、食品用器具になりますか？  | ポジティブリスト制度の対象となるのは、食品用器具及び容器包装です。食品衛生法で容器包装とは、「食品又は添加物を入れ、又は包んでいるもので、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの」と定義されています。また、器具とは「飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他のものをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。」と定義されています。ランチョンマットは食品に直接接触するものではないと考えられますので、上記定義から、食品用器具には該当しないと思われます。 |
| 47 | 講習会資料中<br>の問い                                  | 午後から参加いたしましたので、お手数ですが「自主登録制度と管理責任者の職務」についてのスライドの中にございます、P32～34の正解をご教示ください。よろしくお願い申し上げます。   | SIAAマークを表示できる会社に関してはスライド番号57を、薬機法上留意すべき文言はスライド番号53~56をご覧ください。いずれもNoです。  |
| 48 | 定期的性能<br>チェック制度<br>の対象                         | 定期的性能チェックにつきまして、当社の試験結果を使って登録されているユーザー様に対しても、試験は課せられるのでしょうか？<br>あるいは5年以内に試験をしているのであれば、その結果は転用できる可能性はありますか？   | 試験結果を転用して製品登録している製品を定期的性能チェック制度の対象とするかどうか、検討中です。結論が出た時点で会員の皆様にお知らせします。<br>定期的性能チェック制度では、5年以内に試験をしていても登録製品を提出していただく運用としています。   |
| 49 | 市場買取製品<br>の評価                                  | 会員会社による、自主および定期的な性能確認試験の必要性は理解できますが、SIAAとして市場サンプリング/性能試験（抜き打ち）を実施することはないのでしょうか   | 製品数は限られますが、毎年市場から買い上げた製品の抗菌性を評価しています。SIAAの活動として実施しており、その実施は規定で定めています。   |
| 50 | 食品容器包装<br>ポジティブリス<br>ト（材料中<br>に含まれる防<br>腐剤の扱い） | 水系ポリマー製品は微生物による製品の劣化が起こるのでメーカー防腐剤を添加されると思います。防腐剤は添加剤の位置づけかと思いますが、弊社の防腐剤もポジティブリストに登録はしています。これは抗菌や防カビ剤等のように最終製品に残すことを意図として添加されるものではありませんが、どのようなお考えであるのか教えてください。また抗菌剤防カビ剤と言われる中にも防腐剤（水系液体の防腐）という両者の役割をするものもあります。その場合は使われ方の違いとなるのですが、このような場合のお考えをご教示いただけますか？ | 食品容器包装ポジティブリストでは、防腐剤や抗菌剤等の機能で登録されているのではなく、添加物として「物質」で登録されています（機能は問われていません）。水性ポリマーに防腐剤として添加されている物質が、最終製品（容器包装）に残存している場合は、ポジティブリストに掲載されている必要があります。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量（食品中濃度として0.01mg/kg）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和得るおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りではありません。                          |

|    |                            |  |  |
|----|----------------------------|--|--|
| 51 | 定期的性能チェック制度（請求書発行時期）       | 試験費用の請求書は具体的に何月に頂けますか？。予算策定の関係でお教えいただけますでしょうか。結果報告の12月という理解でよろしいでしょうか。   | 定期的性能チェックにおける対象会員様への請求書は、試験サンプル受領後の6月頃に送付することになっています。  |
| 52 | 定期的性能チェック制度（費用）            | 抗菌加工製品の抗菌性能再チェック費用が3万円/サンプルとのことですが、1製品で24試験片用意するため、1製品の試験に3万円×24＝72万円かかるとい認識でよろしいでしょうか。  | 1 サンプルは、1 登録製品の意味です。準備していただく試験片の数ではありません。  |
| 53 | 抗菌加工製品の登録                  | 抗菌登録製品 合成皮革があります。それを使ってバッグを製造しております。リュック・ショルダー・ポーチ・財布の表地で使用しております。各種バッグ製品の報告は必要ですか？  | 同じ合成皮革を用いた製品であれば、リュック・ショルダー・ポーチ・財布等で一つ一つ登録していただく必要はありません。同等抗菌加工製品として扱えます。製品名称や型番の追加があれば、事務局にご連絡ください。御社の製品（製造販売）がリュック・ショルダー・ポーチ・財布等であれば、登録製品名を例えば「抗菌合成皮革を用いた製品」とした方が良いかもしれません。  |
| 54 | 食品容器包装ポジティブリスト（申請時に必要なデータ） | ポジティブリストに掲載する手続きと、申請する際に必要なエビデンス（試験レポート）が厚生省HPを参照しても不明な点がございます。遺伝毒性等の評価も必須になるのかどうか当、ご教示いただけないでしょうか。  | 現在、リストに対する意見募集をした結果を整理していると聞いています。その意見を反映した新リスト案では新たに掲載される物質があるかもしれません。従って、リストの整理状況を待っていただくのも良いかもしれません。  |
| 55 | 定期的性能チェック制度（提出物）           | 定期チェック制度につき、念のため確認させてください。入会時、抗菌活性値 2.0 以上であることを証明するデータを提出しましたが、今後は5年ごとにデータ提出ではなく、現物提出をするということですね？   | ご理解の通りです。試験データの提出ではなく、製品を提出していただきます。   |
| 56 | 食品容器包装ポジティブリスト（適用対象）       | 原材料中の合成樹脂の含有量が50%未満であっても、ポジティブリスト制度の適用になるのでしょうか。   | 合成樹脂製の器具又は容器包装及び他の材質の器具又は容器包装であって食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合の合成樹脂(以下「合成樹脂製の器具又は容器包装等」という。)について、ポジティブリスト制度の対象となっています。また、厚生労働省HPに掲載されているQ&Aの5番も参考にしてください ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000819321.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000819321.pdf</a> )。 |
| 57 | 定期的性能チェック制度（塗工会社等への対応）     | 定期的性能チェックの運用、何故抗菌だけでスタートしているのか、理解できました。<br>定期的性能チェックについては、元々の液剤本体で認定を受けているのであれば、その対応は容易ですが、登録該当液剤を購入して自社製品の登録で新たに会員登録された先においては、準備が大変だと思います。最初に登録を受けた企業が液剤を売った先へのフォローを行えるような紐付け体制があっても良いのではないのでしょうか？<br>上記を記したのは、通常フィルムに加工しているのではなく、形状や素材が異なる等、準備事態に難があるように感じます。<br>定期的性能チェックが試験機関の方でスムーズに試験できるようには、と思いました。 | 製品登録されている抗菌インキ、抗菌塗料、抗菌コーティング液等で塗工した製品で登録している場合の対応は、現在検討中です。仮に制度の対象となった場合は、代表的な基材に塗工したサンプルを準備していただくことになると考えています。  |

|    |                             |  |  |
|----|-----------------------------|--|--|
| 58 | 定期的性能チェック制度<br>(対象と無加工試験片)  | <p>定期的性能チェック制度の対象は、2021年4月以降に登録した抗菌加工製品で宜しいでしょうか？それとも過去に登録した製品に遡って対象となりますでしょうか？</p> <p>既に販売が終了している製品は、登録解除の申請が必要とのことでしたが、販売が終了しても継続使用されているお客様もいらっしゃいますので、登録を残したい意向もあります。その場合の対処方法を教えてくださいませんか？</p> <p>定期的性能チェックの無加工試験片はSIAA殿で準備頂けるとのことですが、比較試験ですので無加工品も会員側で準備するのが適していると思います。どのような考え方から無加工品はSIAA殿で準備することになったのでしょうか？</p> | <p>対象はSIAAに抗菌加工製品として登録されている製品であり、制度がスタートした2021年4月以降に登録された製品のみではありません。登録が早い順から開始しています。</p> <p>登録製品が既に製造中止や販売中止となっているのであれば、その旨を事務局にご連絡ください。それらの製品が市場で使用されていても、勿論問題ありません。</p> <p>無加工試験片についてはご理解の通りです。入会時と同様に無加工試験片と比較すべきとの考えもあり、議論を重ねてきましたが、次の理由から共通無加工試験片を用いることとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録から年数が経過している製品も多く、無加工試験片が用意できない会員も多いと考えられる。</li> <li>・無加工試験片を試験すると検査数が2倍となり、検査機関の負担が増える。</li> </ul> |
| 59 | 定期的性能チェック制度<br>(供試数と無加工試験片) | <p>講習会ありがとうございます。大変、勉強になっております。一応の確認になります。2点確認させてください。</p> <p>弊社では4つの製品を登録させて頂いております。</p> <p>①定期性能チェックのテストサンプル提出は上記より1製品でよいのか</p> <p>②無加工試料は不要で①のみで良いのか</p> <p>宜しくお願い致します。</p>   | <p>定期的性能チェックのサンプル提出は、登録製品が複数ある場合でも1サンプル(1製品)です。無加工品を提出していただく必要はありません。会員様によっては改めて無加工試験片を作成することが困難な場合もあると考えており、共通の無加工試験片を用います。</p>   |
| 60 | 定期的性能チェック制度<br>(抗菌剤)        | <p>今後、抗菌剤の定期性能チェックを導入する予定はありますか？</p>   | <p>まず抗菌加工製品を対象として定期的性能チェック制度を開始しました。抗菌剤を含めてその他の製品群を対象とするかどうかは決まっておらず、今後検討していきます。</p>   |
| 61 | 定期的性能チェック制度<br>(自主管理)       | <p>定期的性能チェックを待たずに、試験期間へ依頼するのは各社の自己管理ということですね。</p>  | <p>5年毎の定期的性能チェックはSIAAとして定めた制度ですが、会員企業が登録製品の抗菌試験を実施することは、自主管理の範疇です。</p>   |
| 62 | 定期的性能チェック制度<br>(対象：印刷会社)    | <p>定期的性能チェック制度についてですが、弊社は会員企業が登録している抗菌ニスを使用し印刷物を作成しています。その場合、加工製品の販売会社的な立ち位置になるのでしょうか。弊社のような場合はチェック制度を受けなくてはならないのでしょうか？</p>  | <p>印刷会社が抗菌ニスを購入し、それを用いて自社で印刷し、その印刷物を販売する場合は、抗菌加工製の「製造と販売」となります。製品登録されている抗菌ニスをを用いて印刷した印刷物を定期的性能チェック制度の対象とするかどうか、現在検討中です。</p>  |
| 63 | 講習会資料の入手                    | <p>頂いたメールにテキストの添付が無かったのですが、再度添付して頂く事は可能でしょうか。</p>  | <p>案内のメールには、講習会資料をファイルでの添付はしていません。ダウンロードできるサイトのアドレスを記載していますので、そちらから入手してください。</p>   |
| 64 | レポート等                       | <p>レポートやアンケートがあるのですか</p>   | <p>レポート提出はありませんが、講習会をより良くして行くための参考材料として、アンケートをお願いしています。</p>  |